毎年5月は 森と川の月間

釧路川・別寒辺牛川・西別川の三大河川や釧路湿原国立公園・阿寒摩周国立公園・厚岸霧多布昆布森国定公園など、豊かな自然を有する標茶町。その恩恵を受けている私たちは、「水」の環境保全を考えて行動していかなければなりません。

これまで私たちは標茶町「森と川の月間」連絡協議会を設置し、森と川を守る運動を展開してきました。各事業の実施にあたっては本町のみならず、関係市町村や機関・団体との広域的な取り組みとなっています。

豊かな自然を未来の主人公である子どもたちに引き継ぐことは、私たちの使命です。本年度も「水」との付き合いを再確認する機会として、各種事業への参加をお願いします。

令和5年5月　標茶町「森と川の月間」連絡協議会

清掃活動

第23回町内クリーン作戦 標茶町「森と川の月間」出発式

○**日時**／5月13日㈯、午前9時30分（雨天時は中止）
○**場所**／町道ルルラン通り（ルルラン通り踏切～国道391号線交点）
○**集合**／コンベンションホールういず前駐車場（小雨の場合は開発センター）
○**内容**／清掃活動
○**主催**／標茶町
○**問い合わせ**／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）
※開会式の前に標茶町「森と川の月間」出発式を行います。

西別川清掃

○**日時**／5月14日㈰、午前10時
○**場所**／西別川流域
○**集合**／虹別酪農センター
○**内容**／西別川流域の清掃活動
○**主催**／摩周水環境保全実行委員会
○**問い合わせ**／舘定宣さん（☎488―2359）

釧路湿原クリーンデー

○**日時**／5月20日㈯、午前9時30分
○**場所**／塘路湖周辺
○**集合**／元村ハウスぱる
※送迎バスは、午前8時40分役場出発です。利用される方は、5月15日㈪までに申し込みしてください。
○**内容**／塘路湖周辺・塘路林道などの清掃活動
○**主催**／釧路湿原を美しくする会標茶支部
○**申し込み・問い合わせ**／役場観光商工課観光振興係（2階⑯番窓口☎内線252）

春の地域一斉清掃

○**日程**／5月1日～31日
○**場所**／各町内会.地域会で実施
○**内容**／住宅周辺、道路、公園の清掃など
○**主催**／標茶町
○**問い合わせ**／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

植樹事業

第29回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹活動

○**日程**／5月16日㈫
○**場所**／コッタロ町有林
○**内容**／植樹活動
※関係者のみの実施となります。一般の方は参加できません。
※交流会はありません。
○**主催**／豊かな緑と魚のリバーサイド植樹活動実行委員会
○**問い合わせ**／役場農林課林政係（⑱番窓口☎内線246）

第22回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹

○**日程**／5月18日㈭
○**場所**／虹別萩野地区保安林
○**内容**／植樹活動
○**主催**／標茶町
※開会式は午前9時35分から虹別酪農センター前で行います。植樹場所が分からない方は、虹別酪農センターに午前9時45分までに集合してください。
○**問い合わせ**／役場農林課農業企画係（⑱番窓口☎内線242）

第30回シマフクロウの森づくり百年事業植樹祭

○**日時**／5月21日㈰、午前9時30分
○**場所**／中虹別地区
○**集合**／虹別酪農センター
○**内容**／植樹活動
※交流会はありません。
○**主催**／虹別コロカムイの会
○**問い合わせ**／舘定宣さん（☎488―2359）

厚岸町民の森植樹事業

○**日程**／6月11日㈰
○**場所**／厚岸別寒辺牛川流域
○**集合**／標茶町役場
※送迎バスは、午前9時10分役場出発です。利用される方は5月15日㈪までに申し込みください。
○**内容**／植樹活動
○**主催**／別寒辺牛川、ホマカイ川流域環境環境保全協議会・厚岸町民の森造成実行委員会
○**問い合わせ**／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

コスモスの普及事業

○**日程**／5月1日～31日
○**場所**／町内全域
○**内容**／各町内会・地域会、各団体が管理している花壇へのコスモスの植栽推進
※種は花いっぱいコスモス推進会議が提供します。
○**主催**／標茶町花いっぱいコスモス推進会議
○**問い合わせ**／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）

フォーラム

第20回摩周・水・環境フォーラム

○**日程**／6月11日㈰
○**時間**／受付…午前10時
開会…午前10時30分
○**場所**／弟子屈
○**演題**／釣りによって期待できる経済効果と地域振興
講師…村田　基氏
○**主催**／摩周水環境保全実行委員会
○**問い合わせ**／舘定宣さん（☎488―2359）

6月1日から のりあい ハイヤーを標茶市街地で運行します

本町では、６月１日から来年１月12日まで、標茶市街地循環バス運行試験事業として、のりあいハイヤーを運行します。

利用料金　無料

利用できる方

町内在住の次の方と付き添いの方

○**運転免許証自主返納者**
　提示…運転経歴証明書
○**障害者手帳をお持ちの方**
　提示…障害者手帳
○**70歳以上の方**
　提示…標茶町敬老パス
○**妊産婦とそのお子さん**
　提示…のりあいハイヤー利用証
※上記書類を紛失されたなどの場合は、下記係にて利用証を発行できます。

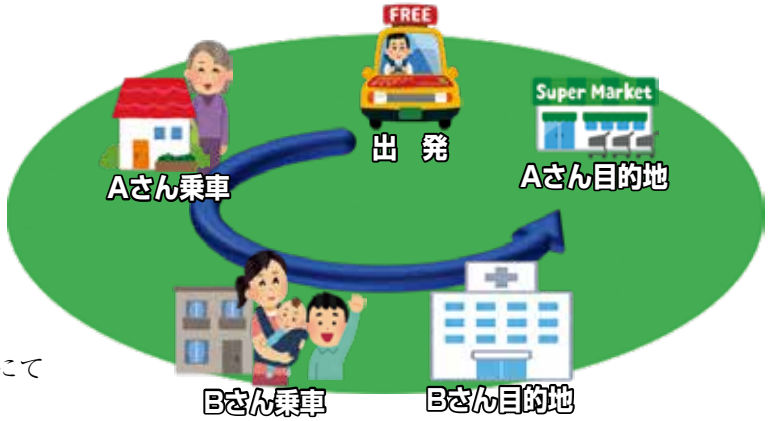

利用方法

①**日時と乗車場所を決める**…月～金曜日の午前８時～午後３時まで、１時間毎に運行します（祝日・年末年始は運休。そのほか運休になる場合もありますので、あらかじめご了承ください）。
②**予約の電話をする**…利用希望日の前日までに申込専用ダイヤル（☎070-4225-9137）に電話し、必要事項（利用日・利用便・氏名・人数・乗車場所・降車場所）を伝えてください。
③**予約当日**…予約時刻に近づいたら、乗車場所でお待ちください。ハイヤーは出発後、予約された方を順に乗せながら市街地内を巡ります。乗車したら提示書類を見せてください。

乗降場所

地図の緑の範囲で運行します。乗降場所の少なくとも一方は停留所としてください。（自宅→停留所、停留所→自宅など）地図の①～⑬が停留所です。

①標茶町役場
②社会福祉センター
③標茶町立病院
④サツドラ標茶店
⑤フクハラ標茶店
⑥エーコープ標茶店
⑦開発センター
⑧北洋銀行標茶支店
⑨標茶郵便局
⑩大地みらい信用金庫標茶支店
⑪矢尾板商店
⑫標茶バスターミナル
⑬栗田商店

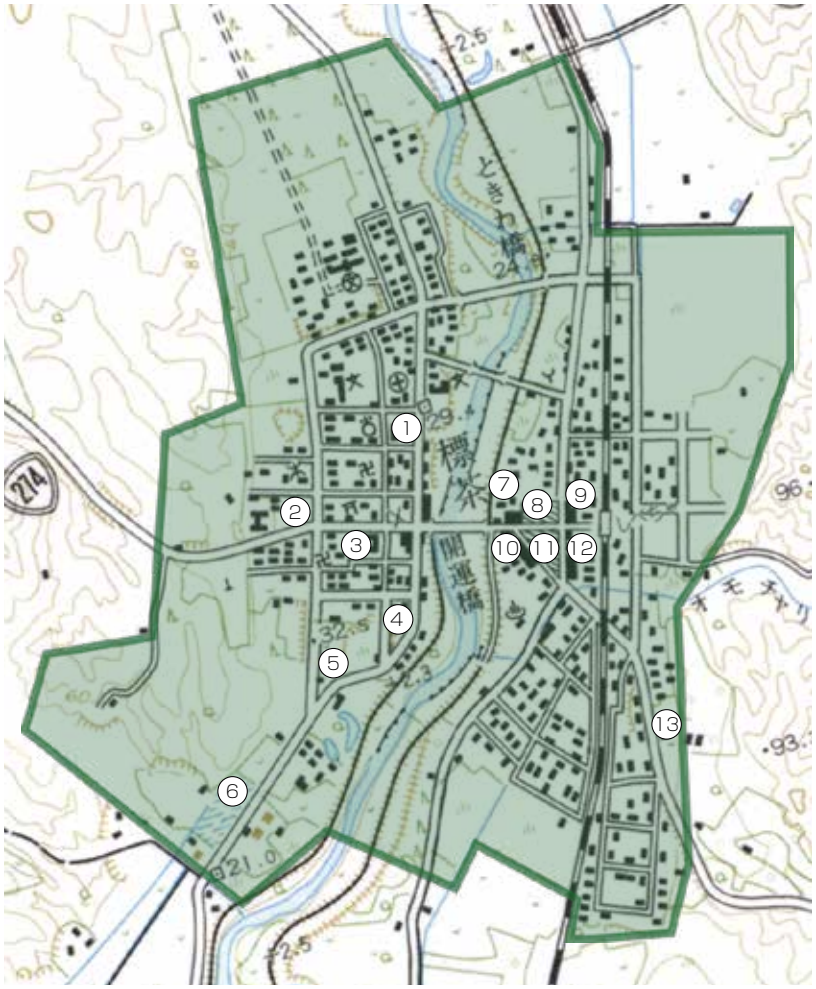

申込専用ダイヤル

- ☎070-4225-9137
　受付…午前６時30分～午後８時

問い合わせ

- 役場管理課車両管理係（２階⑭番窓口☎内線146）

標茶町の事業者を応援します！

本町では町内で事業を営む方を対象に、既存の「標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業補助金」に加え、令和５年度から「標茶町特産品開発支援事業補助金」の助成を開始しました。

標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業補助金

本町の産業および雇用の創出を図るため、創業や既存事業の規模拡大に取り組む事業者への支援を実施しています。

対　象　者

①新たに店舗や事業所を開設し、商業もしくはサービス業を開始する方
②既存事業を規模拡大する方（業種によっては対象外となる場合があります）

補　助　対　象　経　費

①店舗等工事費（新増築を含む）
②設備費
③開業に伴う広告宣伝費
④備品購入費
⑤空き店舗、駐車場等の賃借料（最大６カ月分）

補　助　額

補助対象経費が６８７万５千円未満は、
５５万円（対象経費の５０%まで）
補助対象経費が６８７万５千円以上は、
１，０００万円（対象経費の８%まで）

標茶町特産品開発支援事業補助金

町内の特産品の魅力・認知度および商品付加価値向上を図るため、特産品開発事業者の取り組みの支援を実施します。

対　象　者

①特産品（※）を新たに開発し商品化する事業を実施する方
②既存の特産品を改良する事業を実施する方
※「特産品」とは、町内で生産する原材料を加工した商品または町内で製造・加工する商品で標茶町の魅力を発信できる商品であり、標茶町を想起できるものをいいます。

補　助　対　象　経　費

原材料、技術コンサルタント料、デザイン料、広告費、備品購入費、研修会参加費、展示会出展費など

補　助　額

５０万円（対象経費の３分の２まで）

留意事項

- 事業の内容によってはどちらの制度にも該当する場合がありますが、併用はできません
- 認定前に着手した事業は補助の対象となりません
- 制度の詳細については下記担当係まで問い合わせください

申し込み・問い合わせ／役場観光商工課商工労働係（２階⑯番窓口☎内線251）

心配ごと、悩みごとを
ひとりで抱えていませんか？

暮らしに関すること、困ったこと、悩みごと など お気軽にご相談ください。

[こんなとき民生委員児童委員へ]

在宅生活に関すること

○毎日の介護で困っていること
○福祉サービスの利用に関すること
（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
○施設利用に関すること
（デイサービス、ショートステイなど）
○介護保険制度に関すること
○その他

家族関係のこと

○結婚、離婚に関すること
○親子関係に関すること
○扶養に関すること
○相続に関すること
○その他

その他の困りごと

○心身の疾病や障害に関する相談等

暮しのこと

○住まいに関すること
○近所付き合いに関すること
○生活費に関すること（職業や年金など）
○生活福祉資金など各種貸付
制度の利用に関すること
○生活保護に関すること
○遊び場、通学路などの
危険箇所に関すること
○公害や環境衛生に
関すること
○その他

育児・教育のこと

○育児やしつけに関すること
○いじめや不登校に気付いたとき
○学校生活の悩みに関すること
○非行に関すること
○児童虐待に関すること
○その他

○安心してご相談ください

民生委員児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

民生委員制度は平成29年に100周年を迎えた歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、以来100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

この間、住民への相談支援とともに、昭和40年代以降、わが国初の「在宅ねたきり高齢者実態調査」をはじめ、「父子家庭の実態調査」「在宅認知症高齢者の介護者実態調査」などを実施。時代に先駆け、種々の福祉課題を明らかにするとともに、そうした社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、その後の福祉施策の充実に貢献してきました。

マイナンバーカードの 新規取得者 に商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券千円分を贈呈しています。

この事業は、令和6年3月末までにマイナンバーカードを取得された方が対象です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方には、順次オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されており、スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取り、簡単に申請できます。

○**対象者**／マイナンバーカードを初めて取得する標茶町民

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

マイナンバーカード 夜間窓口開設のお知らせ

マイナンバーカードを受け取るためには、申請時に全ての書類を提出し、本人限定郵便で受け取るか、平日役場開庁時に、来庁し必要な手続きを行った上で、受け取る必要があります。

仕事や学業などで、役場が開庁している時間にマイナンバーカードを受け取りできない方を対象に、**毎月第3・4水曜日**に、夜間窓口を開設します。

夜間窓口では、マイナンバーカードに関する問い合わせやマイナポイントなどの相談も可能ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

○**場所**／役場1階マイナンバーカード専用窓口

○**日時**／5月17日㈬・24日㈬、午後8時まで

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

マイナンバーカード申請

どこにでも行きます！

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅、集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

○**申し込み**／下記QRコードより申し込みください

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）、役場住民課町民係（1階①番窓口☎内線121）

申し込み ▶

標茶町全域光回線利用開始

標茶町全域で光回線サービスの利用が開始されています。

光回線サービスを利用したインターネット接続で、動画の視聴や大量のデータ送受信が容易に行えるようになるなど、さまざまな場面での利用が想定されます。ぜひ、光回線サービスの利用をご検討ください。

光回線サービスの利用開始には、光回線サービスを提供している、プロバイダ事業者へ直接申し込む必要があります。プロバイダ事業者は、光回線工事を行ったNTT東日本やNTT光コラボレーションモデル事業者が該当になります。光回線サービス提供事業者に申し込みする際は、ご注意ください。

町内事業者からの購入限定

Wi-Fiルーターの購入費用を助成します！

光回線の利用開始に伴い、Wi-Fiルーターの購入費用を下記のとおり助成します（町内事業者から購入した場合のみ対象）。購入可能な町内事業者は、町内に店舗を有する事業者で業種は問いません。購入を希望する場合は、各事業者に問い合わせください。

○**助成対象**／町内で開設した光回線を利用したWi-Fiルーターの購入費用

○**助成金額**／購入費用に対して2分の1（上限5,000円）

○**申請に必要な物**／

- 助成申請書（町ホームページまたは下記係に設置）
- 町内事業者より購入したWi-Fiルーターの費用が確認できる請求書や領収書などの写し
- 振込口座が確認できる物

Wi-Fiルーターとは…
ケーブル不要でインターネットにつながります！
家の中などで使うパソコンやスマートフォン、プリンターやIoT機器などを、無線の電波でインターネットにつなげる便利なものです。

申し込み・問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）